

1. 死因統計の現状

東京都の死因統計 「福祉・衛生行政統計」

東京都では、都内で異状死体として取り扱われた遺体の検案・解剖により明らかとなった死因等の情報を、毎年「福祉・衛生行政統計」として取りまとめ、公表

厚生労働省の死因統計 統計法に基づく基幹統計 「人口動態統計」

遺族等が各市区町村に提出した死体検案書を基に、厚生労働省が統計法に基づく「人口動態統計」として作成し、公表

⇒検案で、死因が「不詳」とされ司法解剖又は新法解剖が行われた場合
・・・解剖前の死体検案書に記載の死因(「不詳」など)を反映するにとどまっており、その解剖により明らかとなった死因等の情報は統計に反映されていない

例：他殺がデータに反映されていない(下記例:23区)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
他殺	0	1	3	0	0

出典：東京都監察医務院事業概要

2. 死因統計データ収集の必要性

司法解剖及び新法解剖により診断された死因等を統計に反映させ、より正確な統計を作成することで、都民の健康・福祉に関する重要な行政の基礎資料として東京都の衛生行政へ活用していく

より正確な死因統計とするには、司法解剖及び新法解剖を実施している各大学から、解剖後の結果について情報提供を受け、統計に反映していく必要がある

3. 情報提供の協力依頼先(平成28年分)

東京大学、慶應義塾大学、東京医科歯科大学、東京医科大学、東京慈恵会医科大学、杏林大学

4. 情報提供を依頼する事項

- 氏名、性別、生年月日
- 死亡したとき(年月日、時間)
- 死亡の原因
 - (ア)・・・直接死因
 - (イ)・・・(ア)の原因
 - (ウ)・・・(イ)の原因
 - (エ)・・・(ウ)の原因
- 死因の種類

5. 各大学の司法解剖・新法解剖数(平成28年分)

大学名	司法解剖	新法解剖
杏林大学	23	59
慶應義塾大学	0	13
東京医科大学	18	31
東京医科歯科大学	43	116
東京慈恵会医科大学	47	138
東京大学	72	124
計	203	481

(参考)都内の司法解剖・新法解剖数

	司法解剖	新法解剖
23区	150	439
多摩	63	188
計	213	627

資料提供：警視庁刑事部鑑識課

東京都の死因統計「福祉・衛生行政統計」に反映

今後について

・平成29年分について、引き続き各大学に依頼していく。

・統計法に基づく国の「人口動態統計」への反映時期については、引き続き厚生労働省と協議していく。